

インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話

第3回局長級会合に係る共同記者発表

2012年3月23日

2012年3月22日、23日の2日間にわたり、東京において、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話第3回局長級会合を開催した。

日本側は、総務省利根川一情報通信国際戦略局長並びに総務省、内閣官房IT担当室、内閣官房情報セキュリティセンター、消費者庁、外務省及び経済産業省の代表が参加し、米国側は、フィリップ・バービーア大使並びに国務省、米国連邦通信委員会（FCC）、商務省及び国土安全保障省の代表が参加した。また、日米両国の産業界の代表が議論の一部に参加した。

インターネットは、グローバル経済を変え、世界中の人々の生活を改善していることを認識し、両国の参加者は、緊密な協力と共通価値へのコミットメントが必要不可欠であることで一致した。今回の会合中、双方は、オープン性、イノベーション、米国及び日本の産業界の機会拡大を強調し、インターネット及び情報通信技術（ICT）政策における重要な議題について、意見交換を行った。

3月22日、日米両国の産業界の代表が、日米両国政府に対し、「日米インターネット・エコノミー民間会合 共同声明」を提出した。ここでは、以下の必要性が提言された。

- (i) インターネット政策課題に係る協調
- (ii) クラウドコンピューティングサービスの推進
- (iii) サイバーセキュリティの継続的な協力
- (iv) 公的部門におけるICTの促進
- (v) 震災対応に係る協調
- (vi) IPv6の推進
- (vii) 研究開発、人材育成、デジタル・リテラシー向上に関する協力

この「日米インターネット・エコノミー民間会合 共同声明」に従い、両国政府の参加者は、イノベーションの促進と経済成長を刺激するため、自由な情報流通の確保の必要性を強調した。双方は、以下の議題について議論した。

(1) インターネット政策課題

双方は、昨年第2回局長級会合における共同記者発表で言及された原則の重要性を再確認した。この原則には以下の原則が含まれる。

- ・ 国境を越えた情報流通を支えるグローバルなインターネットのオープンな特性と相互運用性の維持、及び
- ・ インターネットの自由、特にオンライン上での表現、集会、結社の自由の保護

これらの原則を進展させるため、双方は、以下の重要性を認識した。

- (a) インターネット政策課題に係る協調（これには、インターネットガバナンスや個人情報保護、オンライン上の青少年保護が含まれる。）
- (b) 国際会議及び多国間の会議における、インターネット政策課題に係る協力
- (c) 今年1月に策定された「日米 ICT サービス通商原則」と同等の通商原則を、他国が策定するよう奨励すること

加えて、双方は、ICT サービス提供事業者による個人情報の適切な利用に対するユーザの懸念の高まりを踏まえ、ユーザが安心してインターネットを利用できるよう、個人情報及安全な形で保護され、活用されることの重要性を認識した。

また、双方は、EU において新たな個人データ保護規則が提案されていることを受け、データ保護における地域ごとのアプローチの相互運用性を推進するという国際的な合意（特に EU との合意）を追及するという APEC のデータプライバシーサブグループの計画の重要性を強調した。

(2) 日米クラウドワーキンググループの設置

双方は、課長級の日米クラウドワーキンググループを設置し、日米産業界から提示される見解に基づいた重要な政策課題を特定した後、2012 年秋を目処として開催することで一致した。

双方は、クラウドコンピューティングサービスの採用により、ビジネスの機会が拡大し、経済成長を促進することを認識した。さらに、双方は、クラウドコンピューティング技術は、災害時において優れており、緊急時に対応し、我々の生活を再建することに役立つ重要なインフラを提供するということに一致した。

(3) 商業ネットワークにおける継続的なサイバーセキュリティの協力

双方は、サイバーセキュリティ対策を改善していくことの重要性を確認し、サイバー攻撃は国境を越えて発生するものであるため、当該問題に取り組むには、国際的な連携が不可欠であることを認識した。双方は、サイバー攻撃を防ぎ、迅速に対応するため、米国と日本両政府、民間部門のパートナー及び研究機関が、サイバー攻撃に関

するデータを共有し、研究開発の分野での協力関係を加速化していくべきであるということで一致した。加えて、双方は、二国間及び国際的なサイバーセキュリティ協力へのコミットメントを確認した。

(4) 公的部門における ICT の促進

双方は、クラウドコンピューティング技術の活用やオープンガバメントの官民協働の取組を含む行政における ICT の利活用についてのベストプラクティスの共有することの重要性を認識した。

(5) IPv6 の普及

双方は、企業が、IPv6 ベースのサービスと製品を普及させ始めていることを踏まえ、両国のベストプラクティスや IPv6 の現在の普及の現状を共有することの重要性を確認した。

双方は、ベストプラクティスと現状のアップデートについて情報共有を継続することによって一致した。

(6) 研究開発及び人材育成に関する協力

双方は、新世代ネットワーク(NWGN)/将来インターネットの研究開発を推進するため、共同研究や人材交流などを引き続き実施することによって一致した。

(7) オンライン上の青少年保護

双方は、オンライン上の青少年保護の重要性について認識した。特に、双方は、官民のイニシャティブ、自発的な産業界主導の努力、消費者及び産業界の教育が、法令と、重要な補完関係にあることで一致した。共に作業することで、これらの要素は、青少年にとって、安全なインターネット環境を提供する最良のアプローチであることを示すものである。参加者は、また、更なる協力が利益をもたらすことで一致した。

(8) モバイルブロードバンド及び周波数オークション

双方は、モバイルブロードバンドサービスに対する周波数割当や周波数オークション制度に関する最新の取組について紹介し、引き続き両国間で情報共有を行うことの重要性を確認した。